#### 保険金等の支払管理態勢等にかかる業務改善に向けた取り組みについて

#### 東京海上日動あんしん生命保険株式会社

弊社では、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間に保険金等をお支払いしたすべての事案についてお支払い内容の調査を実施し、平成 19 年 11 月末までに、追加的なお支払いを要するほぼすべての事案のお支払いを完了した旨、平成 19 年 12 月 7 日付ニュースリリースにて公表させていただきました。

保険金等のお支払いは保険会社としての基本的かつ最も重要な責務であるに もかかわらず、お客様ならびに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけ しましたことを改めてお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、今後とも再発防止策を着実に実施し、保険金等のお支払いに関する管理態勢の強化を強力に推進することで、1日も早いお客様の信頼回復に努めてまいります。

つきましては、これまでの取り組み内容や今後のさらなる改善項目につき、 別紙のとおりご報告させていただきます。また、今後定期的にその進捗状況を ホームページにて公表してまいりますので、あわせてご高覧いただきますよう お願い申し上げます。

# 1.ご契約からお支払いまでの主な改善

ご契約からお支払い後の各段階において、保険金等のお支払いやご請求に漏れが生じないよう様々な業務改善を実施しています。

お客様のご意向に沿ったご契約になるよう万全を期しています				
ご契約時		・「契約概要」「注意喚起情報」等、保険契約に関する重要事項のご説明に加え、ご提案した保険商品がお客様のニーズに合致しているものかどうかを、「意向確認書」でお客様にチェックいただくルールとしています。お客様へのご確認を徹底し、特約も含めてご契約がお客様のご意向に沿ったものになるよう万全を期しています。	平成19年9月~	
		ご契約時に保険金請求手続きについてもご案内しています		
	1. ご契約時のご案内	・ お客様にお渡しする「ご契約のしおり・約款」で、保険金請求手続きに ついてわかりやすく説明しています。	-	
		・また、保険金等の「ご請求手続きの流れ」「ご請求時の確認事項」「お支払いできる・できない具体例」等をまとめた冊子「保険金・給付金をお受け取りいただくためのガイドブック」を作成し、お客様に十分ご理解いただけるように努めています。同ガイドブックの内容は当社ホームページにも掲載しています。	平成19年10月	
		<ul><li>・ お客様にお送りする保険証券にも、上記ガイドブックのダイジェスト版を同封し、全てのお客様に十分ご理解いただけるようにご案内しています。</li></ul>	平成20年1月~	
ごこ	2. ご契約期間中の ご案内	毎年、お客様のご契約内容と保険金等のご請求についてご案内してに	ます	
契約中		・毎年お客様にお送りしている「ご契約内容のお知らせ」にて、お客様の ご契約の保障内容を分かりやすく表示するとともに、保険金等のお支払 いについてまとめた小冊子「あんしんサポートブック」を同封し、ご請 求されていない保険金等がないか、改めてお客様にご確認いただくため のご案内を行っています。	平成19年7月~	
		お支払いやご請求に漏れが生じないよう、十分確認してご案内してに	ます	
	3.保険金·給付金 ご請求時のご案内	<ul> <li>お客様から保険金等のご請求をいただいた際には、同時にお支払い可能な他の保険金等や、新たにご請求が可能となる保険金等がないか、十分に確認してご案内を行っています。</li> <li>ご提出いただいた請求書類から、新たにお支払いの対象となる可能性がある事案については、保険金等の支払部門である保険金部内に設置した専門チーム「請求サポートチーム」にて、お客様へのご案内から、ご請求・お受け取りまでを一元的に対応しています。</li> </ul>	平成19年10月	
	4.請求書類等の 改定	請求書類等をよりわかりやすく改訂していきます ・ 請求書類・診断書への記入漏れや記入誤りを原因とするお支払い漏れ・		
ご請求時		お支払い誤りを防止するため、保険金等の請求書類の全面的な見直しに取り組んでいます。 ・ また、診断書については、生命保険協会が推進している「診断書の機械印字化に向けた取り組み」に対応して、所定の記入欄に主治医が正しくご記入いただけるよう診断書様式の見直しを行っていきます。	平成21年7月 (予定)	
		よりご請求いただきやすい環境づくりに取り組んでいます		
	5.診断書取得費用 相当額の当社負担	・ お客様によりご請求いただきやすいよう、当社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いに該当しないと判断された場合、診断書取得費用相当額を当社が負担させていただいています。	平成20年7月~	
	6. チェック <mark>態勢</mark> の <b>強化</b>	保険金等を適正にお支払いするため、全件、再点検・再検証を行って	ています	
		・ 保険金部企画管理グループ内に「支払審議チーム」を設置し、保険金部保険金グループによるお支払い内容の決定を全件再点検・再検証しています。 ・ 平成20年2月以前は、一部の事案については事後的な検証となっていましたが、平成20年2月以前は、一部の事業についておませれば、平成20年2月以前によっての事業についておませれば、	平成18年3月~	
		したが、平成20年3月以降は原則として全ての事案についてお支払い前 に検証を行うこととし、一層の態勢の強化を図っています。 		

お	7. 保険金システム サポートの刷新	システム的なサポートを飛躍的に向上させていきます	
支払い時		<ul> <li>お支払い漏れやお支払い誤りの防止機能を抜本的に向上させるため、プロジェクトチームを発足させ、「システム的なサポートを飛躍的に向上させ、人にしか判断できないことに人的資源を集中する」ことを設計思想とする新たな支払システムの開発を進めています。</li> <li>平成19年8月から具体的な開発に着手しており、平成21年1月までに完成させる予定です。</li> </ul>	平成21年1月 (予定)
	8.法務コンプライアンス部による検証	お支払いに該当しない事案はさらに入念に検証しています	
		・ 保険金部がお支払いに該当しないと判断したすべての事案について、保 険金部とは別組織である法務コンプライアンス部が事後検証していま す。法務コンプライアンス部は、この検証結果に基づき、適切な保険金 等の支払態勢強化のための提言を保険金部に対して行っています。	平成18年11月
お 支	9. 支払審査会の 設置	社外の専門家による再審査を行っています	
又払い後		<ul> <li>・上記8.において、再度専門家の確認を仰ぐ必要があると判断した事案については、社外の医師、弁護士等により構成される「支払審査会」が再審査を行っています。</li> <li>・支払審査会は、平成20年7月末までに12回開催され、14件の事案の再審査を行いました。</li> <li>・これまでのところ、保険金部の決定内容と異なる再審査結果は出ておりませんが、各回の審議において適切な保険金等の支払態勢の強化につき、専門的見地から助言・提案を行っています。</li> </ul>	平成18年11月

# 2.お客様の声への対応態勢の強化

お客様のご意見・ご要望等をお伺いする専用窓口を設置する等、お客様の声への対応態勢を強化 し、お客様サービスの向上にいかしています。

1.「お客様の声室」の 設置	・保険金等のお支払いに関するものも含め、お客様の声に的確に対応するため、保険金等の支払部門とは別組織である市場調査開発部に「お客様の声室」を設置しました。 ・ 同室では、お客様からのご意見・ご要望・ご提案・ご不満等をお受けするとともに、各種アンケートを実施しています。いただいたお客様の声	平成18年11月
	から課題を抽出して、関係部門への改善の提言を行っています。 ・ 上記1.の「お客様の声室」内に保険金等のお支払い全般に関するお客様からのご意見・ご要望・ご不満等をお受けする専門的な窓口として、「保険金再審査ご相談コーナー」を設けています。	平成19年10月
2.「保険金再審査ご相談コーナー」の設置	・ 平成20年7月末までに、50件のご相談をいただいております。そのうち8件については、お客様からの新たな事実のお申し出があり、再審査を行った結果、当初の決定を変更するなどの対応を行いました。	
3.「再審查請求制度」「社外弁護士相談制度」	・上記2.の「保険金再審査ご相談コーナー」を窓口として、当社が決定した保険金等のお支払いに関して疑問点やご納得いただけない点があった場合に、お客様からのお申し出により、社外の医師や弁護士が再度審査する「再審査請求制度」および、お客様が社外の弁護士に無料で直接ご相談いただける「社外弁護士相談制度」を導入しています。	平成19年10月
の導入	・ 平成20年7月末までに、「社外弁護士相談制度」へは5件のご相談をいただいています。	
4.「日本一 お客様・代理	・ お客様本位の経営をさらに推進するため、取締役会委員会として「日本 一 お客様・代理店さんから信頼される保険会社を目指す委員会」を設置 しています。	
店さんから信頼される保 険会社を目指す委員会」 の設置	・ 同委員会は社外のアドバイザーを迎え、「お客様の声」に基づく経営課題を抽出して対応策の審議・検討を行い、その実現に向けた進捗管理を行っています。平成20年7月末までに10回開催し、保険金等に関するものを含む約70件の諸課題について改善策を策定しました。	平成18年11月

## 3. 商品開発における取り組み

保険商品につきましても、保険金等のお支払い漏れ・お支払い誤りが生じないよう商品開発態勢を整備するとともに、随時、商品内容の見直しを行っています。

1. 商品開発時における 商品開発部門と保険金 等支払管理部門との連 携の強化	・ 商品開発・改定時における商品開発部門と保険金等支払管理部門との連携強化を図ることにより、お支払い漏れ・お支払い誤りを防止できる商品の開発態勢を整備しました。	平成19年1月~
	・被保険者が保険金の受取人となっているご契約で、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合でも、ご家族が代わってご請求いただけるよう、「指定代理請求制度」「代理請求制度」の拡充を行いました。	平成19年4月~
2. お支払い漏れ·お支 払い誤りを防止する観点 からの商品開発	・平成19年9月に発売した新商品「がん治療支援保険」では、お支払い漏れ・お支払い誤り等を防止するため、よりわかりやすい保障内容としました。 <商品の特徴> ・診断給付金の支払金額は上皮内新生物と悪性新生物で同額 ・通院給付金の支払対象要件を入院20日以上から入院1日以上に変更 ・手術給付金の支払金額を入院給付金日額の20倍に統一	平成19年9月~
	今後も引き続きお支払い漏れ・お支払い誤りを防止できる商品の開発に 取り組んでいきます。	

## 4.社内態勢の整備

適切な保険金等のお支払いを行うため、内部管理態勢や支払部門の体制面の強化を図っています。

_				
	1.「保険金等支払 管理委員会」の設 量	・保険金等のお支払いに関するすべての事項について、統合的に管理を行うため、取締役会委員会として社長を委員長とする「保険金等支払管理委員会」を設置しました。 ・ 同委員会では、保険金等を適切にお支払いするための取り組みを企画・		
		立案するとともに、その遂行状況を確認しています。		
内部管理態勢の強化		<ul> <li>・ 平成19年7月に同委員会を設置以降、平成20年7月末までに9回開催するなど、保険金等のお支払いに関する経営レベルでの管理態勢の強化を図っています。</li> <li>〈保険金等支払管理委員会での主な審議項目&gt;</li> <li>・ 「保険金・給付金支払管理方針」、「保険金・給付金支払管理規程」・保険金等の追加支払いおよび再発防止策の進捗状況・保険金システムの開発案・請求勧奨態勢の確立に向けた取組状況・保険金部内部監査実施内容・平成20年度保険金・給付金支払部門取組方針</li> </ul>	平成19年7月~	
	2.保険金等支払管理に係る規程の整	・ お客様に適切に保険金等をお支払いできるよう、保険金等のお支払いに 関する管理方針・管理規程を取締役会にて定めました。これらは金融庁 の「監督指針」や生命保険協会の「保険金等の支払いを適切に行うため の対応に関するガイドライン」等も踏まえたものとなっています。	平成19年8月~	
	構	・また、保険金等の支払管理に関する各種規定・マニュアルにおいて、 お客様の利益保護等に重大な影響を与える内容を新設・改定する場合 は、取締役会等の承認を得なければならない旨を明確化し、経営レベル での管理態勢を強化しています。	、 合	
	3. <b>内部監査態勢の</b> 整備	・保険金等のお支払い漏れ・お支払い誤りを防止する観点から、保険金等 支払管理態勢について、年2回監査を行う内部監査実施要領を定め、平 成20年7月末までに、4回にわたり内部監査を実施しました。		
		· また、内部監査部員の拡充や研修等により、専門性の強化を図り、内部 監査態勢のさらなる強化を図っています。		

支払部門の体制面の強化	4.保険金部の 設置	・ 保険金等の支払管理態勢をより強化することを目的に、保険金等のお支払いおよび支払管理を専門的に行う「保険金部」を設置しました。 ・ 「保険金部」は「保険金グループ」「支払サービスグループ」「企画管理グループ」の3つのグループから構成され、保険金グループが行う支払事務及び、支払サービスグループが行う請求受付事務・請求案内事務に対して、企画管理グループが再チェックを行い、牽制する態勢としています。	平成19年10月
	5.要員の確保· 増強	・ 支払担当者を中心に増員し、体制強化を図っています。 ・ 今後も引き続き請求件数の増加に遅れることなく支払担当者を増やし、 支払管理態勢を整備・強化するための要員についても増強していきま す。	-
	6.教育体制の	・ 平成19年度は、生命保険協会主宰で実施された「生命保険支払専門士試験制度」を活用した基礎研修を行うとともに、同試験を入社2年目以上の支払担当者に受験させ、受験者全員(45名)が合格するに至りました。	
	強化	・支払請求事案の再チェックを実施している「支払審議チーム」が発見 し、未然に防止した実際のお支払い漏れ・お支払い誤り事案を題材とし て、定期的に研修会を実施する等、支払担当者のさらなるレベルアップ を図っています。	-